平成26年度第3回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会(中津)

議事要旨

- 1 日 時 平成 26 年 5 月 14 日 (水) 午後 6 時 25 分~ 7 時 10 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者(順不同)
 - (1) 選考委員会委員(◎は委員長)
 - ◎小田委員、新野委員、柴田委員、富賀委員、岡委員、吉村委員、 松岡委員、赤土委員、楚和委員、
 - (2) 事務局

佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課民営化担当参事、吉田保育幼稚園課課長代理、前田保育幼稚園課管理係長、北川保育幼稚園課副主幹、窪田保育幼稚園課副主幹、西田保育幼稚園課職員

4 案 件

- (1) 移管先法人選考方法・基準について
- (2) 移管先法人の応募状況について
- (3) その他
- 5 発言要旨
- 委員長: ただ今より、第3回の民営化移管先法人選考委員会(中津保育所)を 開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。 本日の会議からは、移管予定保育所ごとに、委員会を開催させていた だくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、全員ご出席ですので、本日の会議は成立いたしております。

なお、会議の公開または非公開につきましては、選考基準以降の審議 は非公開と決定しておりますので、本日の会議は、非公開となりますの でご承知おきください。

それでは、本日の案件の審議に入ります。

本日の案件は、「(1) 選考方法・選考基準について」と「(2) 移管先 法人応募状況について」でございます。

2件とも関連する案件でございますので、説明は、一括して事務局からお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

各委員: 異議なし。

委員長: それでは、2つの案件を合わせて審議することといたします。

まず、「(1) 選考方法・基準」につきましては、各委員の皆様からご 意見やご提案をいただくことになっており、4月末までが、締め切りで した。

締め切りまでに、各委員の皆様からは、特に、ご意見はいただいていないそうですが、また、説明を聞かれた後で、改めて、ご意見等を賜りたいと存じます。

それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局: それでは、移管先法人の選考方法と選考基準、それから、現在の応募 状況につきまして、ご説明・ご報告させていただきます。

まず、資料のご確認をお願いいたします。

- 1点目、「選考項目チェックシート (参考)」でございます。
- 2点目、「予備審査における評価表 (案)」でございます。
- 3点目、「予備審査の結果表(案)公表のイメージ図」でございます。
- 4点目、「本審査における評価表 (案)」でございます。
- 5点目、「本審査の結果表 (案) 公表のイメージ図」でございます。
- 6点目、「選考基準(案)」でございます。

最後に、移管先法人からの申込書を添付しておりますが、これは、優先的に受け付ける期間中に、応募の意向が確認できた証としまして、この申込書に押印の上、ご提出をお願いしておりますので、ご報告させていただきます。

以上が本日の配付資料でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、まず、第1回の選考委員会におきまして、選考基準(案)について、各委員の皆様からご意見・ご提案がございましたら、4月末までに、事務局までご提出をお願いしておりましたけれども、各委員の皆様からは、特に、ご提出をいただいておりませんので、改めて、ご報告をさせていただきます。

第1回の選考委員会におきましても、選考方法及び基準につきまして は、ご説明をさせていただきましたので、今回は、予備審査及び本審査 の手法について、具体的に、ご説明をさせていただきます。 予備審査及び本審査の具体的な手法をご説明させていただく前に、選 考基準にも関連いたしますので、前・後いたしますが、まず、移管先法 人の応募状況について、ご報告させていただきます。

中津本保育所につきましては、市内に法人本部を置き、かつ、児童福祉施設を運営されています、2つの法人からの応募の意向をお聞きしております。

この2つの法人につきましては、1つが社会福祉法人親和会、現、「末 広保育園」、また、平成21年4月から民営化をいたしました「松ヶ本保 育園」を運営されている法人でございます。

もう一つが、社会福祉法人志陽会、現、「ひだまり保育園」を運営されている法人でございます。

また、5月11日、日曜日に現地説明会を開催した際には、本市に法人本部を置き、現、7つの敬愛保育園を運営されています社会福祉法人知恩福祉会が来られましたので、まだ、応募書類の提出はございませんが、3つの法人から申し込みがあるかも知れません。

なお、中津保育所におきましては、優先的に受け付ける期間内に2法 人からの応募の意向が確認できましたので、市内法人以外の募集は行っ ておりません。

また、ご参考までに、道祖本保育所についても、ご報告をさせていた だきます。

道祖本保育所につきましては、市内に法人本部を置き、社会福祉法第 2条に規定する社会福祉事業を営む、2つの法人からの応募の意向をお 聞きしております。

この2法人につきましては、1つが「社会福祉法人とよかわ福祉会」、 もう1つが「社会福祉法人十和会」でございまして、児童福祉施設は運営されておりません。

また、5月11日、日曜日ですけれども、現地説明会を開催した際には、○○市に法人本部を置く「社会福祉法人○○○会」が来られましたので、応募書類のご提出はございませんが、3つの法人から応募があるかも知れません。

中津保育所、道祖本保育所、それぞれに3法人に施設を見学していた だきましたが、申し込みをされない、または、辞退されることも考えら れますので、現在のところ、申し込み期間の延長は行わなくてもよいと いうふうに考えておりますけれども、申し込み期間を延長する可能性が なくなったものではございませんので、よろしくお願いいたします。

選考基準に関連する項目といたしまして、経営基盤の分析についてご

審議をお願いしたいと考えております。

その内容といたしましては、選考項目のチェックシート(参考)をご 覧ください。

「5 経営基盤」という選考項目には、5つの選考項目がございまして、法人全体の会計を分析する項目と、保育事業の会計を分析する項目がございまして、保育所を運営されていない法人からの申し込みがあった場合には、保育事業における費用の適正性及び生産性の分析ができないという状況になります。

現在、中津保育所におきましては、児童福祉施設を運営されている法人のみの申し込みの可能性が高いことから、経営基盤における5つの選考項目による分析が可能であると考えておりますが、児童福祉施設を運営されていない法人からの申し込みがあった場合に、経営基盤における分析方法について、ご審議をお願いするものでございます。

選考基準につきましては、第1回の選考委員会においてご説明させて いただきましたが、あくまでも委員の皆様の判断材料の一つとしてご参 考にしていただくためのものでございます。

また、経営基盤に関する法人会計につきましては、専門的な分野でも ございますことから、公認会計士であられます岡委員に分析していただ き、その内容をご報告していただく予定でございます。

昨日の道祖本保育所の選考委員会におきましては、児童福祉施設を運営されていない法人からの申し込みがあった場合、法人間の公平性に配慮しつつ、経営基盤の分析方法につきましては、岡委員に一任していただくということを決定していただいたところでございます。

また、岡委員から経営基盤の分析結果をご報告していただきますが、 最終的なご判断につきましては、ご報告いただきました内容を踏まえ、 各委員の皆様にご判断していただくということになりました。

したがいまして、児童福祉施設を運営されている法人のみの申し込みとなる場合もございますことから、経営基盤における選考基準につきましては、そのままとさせていただき、児童福祉施設を運営されていない法人からの申し込みがあった場合は、法人間の公平性にご配慮いただきながら、経営基盤の分析及びその方法について公認会計士であられます岡委員にお願いをさせていただければと考えておりますので、後ほど、ご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、選考基準につきましては、前回の会議において決定をしていた だいた募集要領に基づきまして、選考基準(案)の3ページのフォロー 図を修正しております。 また、昨日の会議におきまして、ご指摘をいただきました、選考基準の27ページ、最終ページから1枚めくっていただきますと、③の収益性の評価の視点の2つ目の■でございます。以前は、事業収入対経常収支差額としておりましたが、活動を加えまして、事業活動収入対経常収支差額に修正しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、選考項目チェックシートをもう一度、ご覧ください。

応募される法人には、選考項目ごとに、移管後の保育所での取り組み について、それぞれ記入をいただいております。

第1回の選考委員会におきまして、詳しくご説明をさせていただきましたので、説明のほうは割愛させていただきますが、各委員の皆様に評価をしていただくためのメモとしてご活用していただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、予備審査に使います評価表案をご覧ください。

3つ以上の法人から申し込みがあった場合にのみ使用する評価表案 でございます。

昨年度では、下穂積保育所において、3つの法人から応募がございましたので、この評価表を使用して本審査に進まない1法人を選考していただきました。

また、まだ移管先法人の募集期間中でございますので、最終的な応募 法人数は確定しておりませんが、仮に、3法人以上となった場合は、本 審査に進まない法人を選考していただきたいというふうに考えており ます。

本審査に進まない法人を選考していただく理由といたしましては、仮に、本審査に進む法人を選考していただくことになりますと、票決方式に改めておりますので、各委員の皆様に2法人を選択していただくことになります。

そうしますと、各委員の皆様が、投じた票の多い法人から本審査に進む法人を選ぶことになりまして、それぞれ第1位、第2位がおのずと分かってしまうことになりまして、本審査への影響が懸念されますことから、本審査に進まない、ご遠慮いただく法人を選考するというものでございます。

これは、昨年度の選考委員会でご議論いただいた手法でもございまして、本審査への影響を考慮したものでございます。

次に、予備審査の公表のイメージ図をご覧ください。

募集要領におきまして、応募法人名は公開することとして おります。また、移管先候補法人を決定していただいた際には、決定し ていただいた法人名も公開することとしております。

したがいまして、予備審査の段階で法人名を公表いたしますと、どの 法人が予備審査で落選したのかが分かってしまう形になりますので、図 にございますように法人名は、A、B、C表記にさせていただければと 考えております。

これは、あくまでも公表のイメージでございまして、昨年度の選考委員会と同様に、選考に当たりまして、その公明性を確保するため、各委員の皆様で意見交換をしていただく機会を設けていただければというふうに考えております。

したがいまして、集計結果につきましては、委員名、法人名ともホワイトボードに記載させていただき、意見交換をしていただければというふうに考えております。

なお、予備審査を行うことになりましたら、次回の会議におきまして、 経営基盤の分析結果をお聞きしていただいた後に、本審査に進まない、 ご遠慮いただく法人を選考していただくということになりますので、よ ろしくお願いいたします。

また、予備審査を行わない場合、次回の会議につきましては、経営基盤の分析結果をお聞きしていただき、ご審議していただく会議となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本審査の評価表案をご覧ください。

本審査につきましては、応募された法人が有する施設への視察及びヒアリングを経て、選考委員会の最終回で、移管先候補法人を決定していただくことになります。

本審査に進みました応募法人2法人の中から、移管先候補法人を決定していただくことになりますので、各委員の皆様におかれましては、移管先として、よりふさわしいと思われる法人の選考結果欄の方に丸印をご記入していただくことになります。

その結果につきましては、本審査の結果表案の公表イメージ図をご覧 ください。

応募法人名及び移管先候補法人名は、公開することとして おりますので、移管先候補として決定していただいた法人名は公開させ ていただきたいと考えております。

また、選に漏れた法人名については、そちらにございますように、B 法人などと表記して公表したいと考えております。

さらに、選考委員会の委員数は道祖本、中津保育所、それぞれ9人の 委員で構成しておりますので、必ず、一方の法人が多数となり、移管先 候補法人を決定していただけることになります。

なお、予備審査及び本審査の公表にあたりましては、移管先候補法人として、より優良な法人を選考していただくことになりますが、社会福祉法人そのものの評価ではないことから、選に漏れた法人への配慮ということも考慮いたしまして、※印で、この選考結果そのものが現在の法人を直接評価するものではございませんという表記をしたいというふうに考えております。

また、申し込みの期間が、今月の23日まででございますので、各法人から申込書を提出していただいた後、直ちに、各委員の皆様には、提出書類をお渡しさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明及び報告につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長: 本日の委員会の最終的な目標は、選考基準、選考方法を当委員会で合 意・決定するということでございます。

ただ今、ご説明いただいた応募状況を見ると、例えば、経営基盤などの選考項目について、予め、委員の皆様方で共通認識を形成しておく必要があるという論点が示されました。

1点目は、選考基準の5番目にある経営基盤5項目にわたって審議することになりますが、児童福祉施設を設置する法人、しない法人で、全く、同じ基準を適用するということが適当でないという論点です。

そこで、基本的には、経営基盤の5項目を生かしつつ、各応募法人の経営基盤の分析、解説については、専門家の岡委員にお願いをして、各委員にご報告いただき、委員会として審議するという流れを事務局から提案いただいています。

まず、ベースの違う法人が応募してくる可能性がありますので、予め、 そういう審議の仕方をしていいのかどうかについて、ご意見を賜りたい と存じますがいかがでしょうか。

A委員: 昨年度の移管先法人の中で、現場説明会に来られなかった法人が応募 したということはありますか。

事務局: 前回の鮎川保育所の募集の際には、募集期間を延長させていただいた という経緯があり、応募の意向確認をさせていただいた後に、応募され たということがございます。

A委員: それは1法人じゃなかったという流れの中での話ですね。

事務局: はい。

委員長: 事務局のご提案ですと、岡委員に、多大なご負担をかけることになる

わけですけども、その分析・ご説明をしていただいた上で、各委員が、 選考基準の経営基盤の項目について、個別にご判断していただくという 流れになります。特にご異論はございませんでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: それから、次の論点は、3つ以上の法人が応募してくる可能性があり、 審査の具体的な選考の方法が、予備審査と本審査の2段階になる可能性 があります。

> 最初の予備審査のやり方ですけれども、事務局のご提案では、3つ以上の法人について、本審査に進まない法人を選んでいただくというのが 具体的な内容になります。

> その結果の評価の仕方、また、公表の仕方についての評価表と公表の イメージ図を資料としてご説明いただきました。

> 本審査は、既に、2つの法人が選ばれていますので、より良い法人を 選考する一方、予備審査では、本審査に進まない、いわゆる、ご遠慮い ただく法人を選考するということになりますので、そういう2段階の、 それぞれ違う審査をする可能性があるということです。

この論点を改めて各委員にお諮りいたします。

B委員: 予備審査のときに、A法人、B法人、C法人と記載しますね。

本審査のときに、選考されなかった法人をBと記載した場合、その予備審査のときのBと同じ法人だと思われる可能性はございませんか。

それを避けるために、違う記載にした方がいいのではないでしょうか。

事務局: ここは整合性を保ちたいと考えておりまして、例えば、予備審査の段階でA、B、Cという法人を記載いたします。

予備審査の結果票の公表のイメージ図では、C法人が本審査をご遠慮いただく法人として記載しておりますけれども、仮に、今、B委員がおっしゃっていただいた、予備審査において、B法人にご遠慮いただいた場合は、本審査に出てくるのはA法人とC法人という記載にしたいと考えています。

B委員: 予備審査でご遠慮いただく法人を、必ず、Cと記載するわけではない ということですね。

事務局: そうです。仮に、3つの法人から応募があった場合は、予備審査の段階で、A、B、C表記を固定させていただきたいと考えております。

例えば、A法人が、予備審査でご遠慮いただく法人となれば、B、C 法人が、本審査に進む形になります。

また、本審査で選んでいただいた法人がB法人だった場合、B法人の 法人名は公表されますが、選考されなかった法人は、C法人として表記 したいと考えています。

委員長: 予備審査時点での公表と、本審査の結果の公表、ともに社会福祉法人 〇〇〇会という固有名詞が出るのは、最終的に選考された法人のみとい うことですね。

事務局: そうです。

なお、応募いただいた法人名も公表することにしておりますので、応募された法人名と最終決定していただいた法人名を公表したいと考えています。ただし、2法人ですと、おのずと分かる形にはなるのですけれど。

C委員: 選考委員9人で決めることになりますけれども、誰かが、欠席されて 4対4になる可能性もあると思いますが、そのようなときは、どのよう にされますか。

事務局: まず、予備審査の場合につきましては、票の多い法人が、ご遠慮いた だく法人になりますので、そこが一つ抜けるという形になります。

残った法人で、例えば、4つあって、2つを選ばないといけないという場合に、1つの法人は、票が多く入りました。

その場合は、まず、その法人にご遠慮いただくということで決定をしていただいて、残りの同数の2法人で、もう一度、票決していただくという形になります。

本審査の場合ですけれども、もし、欠席された委員がおられて、委員会の結果が同票となりましたら、選考委員会の規則にございますように、最後は委員長裁決という形をとらせていただく形になるというふうに考えております。

委員長: その際に委員長は、最初の票決にも委員として選考に加わるわけです ね。

事務局: そうです。

委員長: できるだけ日程を細かく調整していただいて、全員の委員が出席する ようにお計らいいただきたいと思います。

事務局: 全ての委員にご出席いただけるように、調整させていただきたいというふうに思っています。

委員長: まず、予備審査についての審議の方向性といたしまして、本審査に進 まない、ご遠慮いただく法人を選考する。

> その際は、ご提案いただいている評価表を用い、最終的な公表の形は 公表イメージ図のように、チェックを付けた形で、具体的に法人の固有 名詞は出ませんけれども、本審査に進む法人とご遠慮いただく法人とい う結果は公表されるという流れになりますが、ご異論はございませんで

しょうか。

D委員: もし、3法人が応募された場合、9名の委員で、3名、3名、3名という同数になった場合も、最終決定は、委員長裁決ということになるのですか。

事務局: 委員会の規則において、選考委員会での案件につきましては、同数に なった場合には、委員長裁決ということにさせていただいているところ でございます。

仮に、3つの法人が応募された場合で、同数になった場合は、委員会規則に基づいて、委員長裁決という方法もございますし、この委員会において、そのような場合は、もう一度、票決をするというふうに、ご提案があるのであれば、そういうことも選考委員会の中で決定をしていただければ可能であると考えますけれども、少し、特殊なケースかなと思いますけれども。

B委員: 可能性としては、ゼロではないなというふうに思うのですが。

事務局: ゼロではないです。

同数というふうになれば、規則に基づきますと、委員長裁決という形になります。

委員長: もし、そういうことになった場合には、もう一度、委員会全体にお諮りしたいと思います。

再度、議論を交わすことによって、ご意見が変わる可能性もあると思います。

委員会としての議論を優先して、それでも、採決した結果が、また、 3名、3名、3名になれば、委員長裁決にさせていただければと存じま す。

できるだけ委員間の審議で決まるよう計らいたいと思っております。 それでは、予備審査段階の審議の方法については、ご理解いただけま したでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: 最後の論点は、最終的な本審査の進め方です。

本審査にあたりましては、予備審査で2法人が選ばれていますので、 そのどちらか優れた方を、各委員にご判断いただきます。

その際の本審査の評価表、基本的には、予備審査と同じ様式のものが提案されております。

そして、公表のイメージが、少し違っておりまして、これは委員ごとに、A、Bいずれの法人を選考したかということが分かる形で公表されます。

もちろん委員の固有名詞は出ませんし、選考されなかった法人の固有 名詞も出ません。最終的には、選考された法人のみの固有名詞を公表す るということでございます。

これが、ご提案の内容ですけれども、このような本審査の審議の進め 方にご異論がないか、確認したいと存じます。

各委員から、様式に関するご質問や、あるいは、ご意見などございませんでしょうか。

E委員: 委員についても、誰が、A委員、B委員というのは、予備審査も本審 査も一緒なのですね。

事務局: はい。

公表のイメージは、こういう形になるのですけれども、最終、委員会の中で、少し意見交換をしていただく機会を設けていただきたいということでご説明させていただきました。

したがいまして、後ろにありますホワイトボードを活用しまして、委員名、法人名はこの会議の中では、オープンにしたいというふうに考えております。

委員長: 最終的な票決後の意見交換というのは、例えば、私は、何故、こちら を選考したのかというのを、委員間相互で、それは表に出ませんけれど も、意見交換する時間をとるということです。

どうして、そういう結果になったのか、個別に委員間で意見交換をして、そういう結論に至った背景とか、そういうお考えの背景などを確認した上でないと、それぞれの所属する団体、組織などにも、ご説明する必要があろうかと思いますので、あえて、そのような時間をとるという趣旨でございます。

それでは、選考の進め方、本審査につきまして、特に、ご異論はございませんでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: それでは、最後、念のためにお諮りしたいと存じますが、本日の案件 (1)で提案されております、事務局の案に沿った選考方法、選考基準、 具体的には、取扱注意になっております「選考基準(案)」を採用して、 次回以降、選考の具体的な手続を進めていくということで、ご異議ございませんでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: さように決定させていただきます。

それでは、案件の(1)、(2)が終了いたしました。 その他といたしまして、事務局から、何かございますか。 事務局: 本日は、慎重なご審議を賜りましてまことにありがとうございました。 次回、中津保育所の選考委員会につきましては、法人会計の審議を予 定しております。

> 法人会計の審議につきましては、先ほどご議論いただきました、岡委員に分析・報告をしていただいて、ご審議していただくことになります。 また、その分析にあたりましては、少し、お時間も必要だというふうに考えております。

したがいしまして、次回の予定は、6月23日月曜日から7月4日金曜日までの間に開催をしたいと考えておりまして、各委員の皆様と現在、調整を進めさせていただいているところでございます。

日程が確定しましたら、改めて、各委員の皆様にご案内させていただ きたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

委員長: それでは、各委員から、その他として、特に、ご発言はございません でしょうか。

各委員: 特になし

委員長: 本日は、これをもちまして、第3回の選考委員会を閉会させていただきます。円滑な審議へのご協力ありがとうございました。